

# 権威主義体制下の台湾における「環境政策」の形成過程

—環境衛生から環境保護への転換として—

寺尾 忠能

## はじめに

台湾の環境政策の形成過程に関するこれまでの議論では、1980年代半ば以降の政治的自由化、民主化によって生活環境悪化に対する人々の不満が顕在化し、「自力救済」と呼ばれた反公害運動が環境保護運動として組織化され、のちにはネットワーク化も進んだことによって、環境保全を求める社会的圧力が生まれ、その圧力が政府の環境政策の進展を後押しした、という理解が一般的であった。

しかし、市民の自由な政治参加や社会運動などの社会的圧力が生じたことによって、突然、環境政策が生まれたのではない。民主化以前、遅くとも1970年代半ばまでには、法制度でみても行政組織でみても、中央政府の環境政策は始まっていた。民主化以前の法制度と行政組織が不十分なものであり、産業公害の拡大を抑えて生活環境の悪化を十分に防ぐことができなかったことは事実である。しかし、従来の議論では民主化以前、とくに1987年に中央政府に独立した環境行政組織である行政院環境保護署が設立される以前の環境政策とその形成過程を「前史」としてほぼ無視することによって、結果として民主化が始まって以降の政策形成過程との断絶を前提にして議論されてきたと考えられる。

民主化以前の権威主義体制下での環境政策が有効な対策を実現するものではなく、環境汚染の拡大を防ぐことができなかったことは事実であるが、その時期の形成過程を軽視すると、台湾の環境政策の形成過程の全体を包括的に捉えることができないだけでなく、連続的な動きとしてみることによって明らかになる変

化を見落としてしまう可能性がある。「後発の公共政策」である環境政策の形成過程は、既存の公共政策の存在から影響を受ける「経路依存性」が強く、Pierson (2004) がいう長期にわたる「緩慢に推移する過程」となると考えられる。一見すると関係が薄い過去の出来事が、その後の展開に大きく影響している可能性がある。こうした問題意識から、本章では、民主化以前の台湾の環境政策の形成過程の再検討を試みる。先行研究が暗黙に前提としたように、1987年の行政院環境保護署設立以前を台湾の環境政策の「前史」と捉えたとすれば、本章はその時期を対象としており、なかでもさらに取り上げられる機会が少ない1971年の行政院衛生署設立以前を重点的に取り上げたい。

第1節では、権威主義体制下の環境政策の形成過程を概観する。第2節では、環境保護政策の開始を1971年の行政院衛生署の設立、その部局としての環境衛生處の設置と考えることの妥当性を検討するため、それ以前の地方政府、とくに台湾省政府の取組みを、行政組織と法制度から概観する。第3節では、行政院衛生署の設立、環境衛生處の設置の経緯と背景を検討する。第4節では、台湾において「初期」の環境政策の原型となった環境衛生について説明し、国民党政権が中国大陸で展開していた新生活運動と、台湾で1960年代後半から行った中華文化復興運動との関連を考察する。第5節では、本書の序章（『後発の公共政策』としての環境政策の形成過程における因果関係と社会的合意）で説明された環境権威主義の議論と「理念・アイデア」による政策形成の議論から、権威主義体制下の台湾の環境政策の形成過程をどのように分析できるかを考察する。第6節では、権威主義体制下の政策形成の限界について考察し、民主化の過程での環境衛生から環境保護政策への転換という視点について検討する。

## 1

# 台湾における 権威主義体制下の環境政策の形成

1970年代前半の比較的早い時期に、環境政策への取組みが進んだ後発国が存在した。1970年代の台湾は、その事例の1つと考えられる<sup>1)</sup>。1970年代初め、権威主義体制であった国民党政権は、資源劣化と環境汚染の問題の深刻さを認識

し、法制度と行政組織の整備を行うことなどにより対策を試みたが、十分には解決できなかった。1980年代初頭からの政治的自由化・民主化の過程では台湾全土で環境汚染紛争が頻発したが、政府は関係者間のさまざまな利害を調整して紛争を解決するための制度的手段や経験が不足していた。1980年代後半のさらなる民主化と政治的自由化により、健全な生活環境を求める市民の声を政策決定プロセスに反映させる手段が導入された。行政院環境保護署は、長期にわたった戒厳令が解除された直後の1987年8月、中央政府レベルの独立した行政組織として設立された。この環境保護署の設立は、環境保護運動や地元の抗議活動からの圧力に対する政府の対応と考えられている。台湾の水質・大気汚染対策を含む環境汚染対策は、1990年代初頭の規制法の改正と行政制度の確立を経て、実効性のあるものとなった<sup>2)</sup>。

以上のような経緯から、政治的自由化、民主化以前の台湾の環境政策は不十分なものであり、その実効性は低かったという評価が一般的になっている。環境政策の通史でも、1987年の行政院環境保護署設立以前の時期については、法制度の制定や行政組織の設置を記述するだけで、それらの動きがなぜ、どのような背景から行われたかはほとんど考察されなかった。1970年代半ばの環境法の立法化、行政組織の整備がどのような意図で行われたのかについての考察は、環境権威主義の議論によって再び関心が高まりつつある権威主義体制下での環境政策の形成について、あらためて光を当てるものとなる。

権威主義体制はその体制維持のために、政治指導者や議員が民主的で公正な選挙によって選ばれることによる正当性に頼ることはできない。権威主義体制はその維持のために「抑圧」と「抱き込み」を用いることが知られている。台湾において国民党政権は、抑圧と抱き込みだけではなく、国際的に承認された中国政府

1) 寺尾 (2015; 2019), Terao (2021) で、それぞれ1974年の水污染防治法、同年の廃棄物清理工法、1975年の空気汚染防制法の制定の過程と背景について取り上げて分析している。1975年の空気汚染防制法の制定とその後の第1次改正までについては、顧慕晴 (1982) がある。

2) 台湾の民主化の過程での環境保護運動については、寺尾 (1993), Tang and Tang (1997), Terao (2002), 何明修 (2006) などの研究があり、環境保護政策の形成過程に与えた影響だけではなく、その特徴の1つであった「自力救済」の背景や、民主化の政治過程への影響などについても分析されている。環境運動が環境政策の形成に与える影響については長谷川 (2001) でも説明されている。

であることを正統性の根拠とし、共産党政権との内戦により中国大陸の大部分を失い、形式的には内戦状態が続いていることを、政治的自由と民主主義の制限の口実としていた。さらに、中央政府レベルでは議会選挙も総統を選出する国民大会の選挙も総統直接選挙も行っていなかったが、野党の結成を制限しつつ、台湾省政府の首長である主席を除いてほとんどの地方レベルでの選挙を実施していたことが、政権の正統性の部分的な根拠となった。

1960年代末、ベトナム戦争へのアメリカ合衆国の軍事介入とその行き詰まりにより、撤退を模索するアメリカは北ベトナムの後ろ楯となっていた中国の共産党政権への接近を試みた。この時期の共産党政権の国際社会への参加の拡大は、同時に中華民国の国民党政権が国際社会における承認を失う過程であった。1971年には中華民国は国連の議席を失い、多くの西側諸国との外交関係を共産党政権に奪われ、1972年には日本との国交を失った。1972年にはアメリカのニクソン大統領が訪中し、軍事的な後ろ楯としても重要であったアメリカとの国交断絶も間近に迫っていた。

台湾で中央政府レベルでの環境政策が開始された時期は、この対外的な正統性の危機と重なる。中央政府レベルで最初の独立した環境行政組織は1987年設立の行政院環境保護署であったが、その前身は1982年設立の行政院衛生署環境保護局であり、さらにさかのぼれば1971年の行政院衛生署設立と同時に設置された環境衛生處を起点と考えることができる（行政院衛生署は2013年に衛生福利部に改組された）。中央レベルでの環境法の制定は、1974年の水污染防治法に始まり、同年の廃棄物清除法、1975年の空気汚染防制法が続く。1971年の行政院衛生署環境衛生處の設置、1974年の水污染防治法の制定より以前の、環境行政組織、環境法については、台湾省政府、台北市政府などの地方レベルの条例などがあった。また中央レベルでは法律ではなく、「辦法」などの行政命令の形で行われたものがあった<sup>3)</sup>。しかし、中央レベルの環境法制定と行政組織設置の経緯と背景だけではなく、地方レベルについても条例に相当するものや地方の行政組織につ

---

3) 「辦法」は「規則」、「細則」などと同様、中央政府、地方政府が発する行政命令の1つである。台湾省議会、立法院での審議・通過を経た後、行政院の審査をとおり、地方政府または行政院が公布する。「条例」は普通法に優越する一種の特別法であり、立法院で審査・可決して総統が公布する（松田 2006、419-420）。

いて、全体像を示す研究、体系的な資料は見当たらない。

## 2

## 台湾における環境保護政策の開始 ——台湾省政府の取組みを含めた再検討

台湾の環境政策の形成過程において「環境保護政策」の始点をどこに設定するかは簡単な問題ではない<sup>4)</sup>。行政組織の設立をみると、中央政府レベルでの独立した環境行政組織としては1987年に設立された行政院環境保護署が最初のものであったが、それ以前にも公衆衛生を担当する行政院衛生署のなかに、環境政策を担当する部署が存在した。行政院衛生署内に1982年に環境保護局が設立されている。さらに、中央政府レベルの行政組織としては1971年の行政院衛生署の設立と同時にそのなかに設置された環境衛生處にさかのぼる。

行政院衛生署設立以前には、中央政府に公衆衛生を担当する独立した行政組織さえも存在しなかった。行政院衛生署が1971年まで設立されなかった背景には、中央政府（行政院）と地方政府である台湾省政府の行政区画がほぼ重なる「二重行政」という特殊な事情があった。しかし、行政院衛生署のなかに環境衛生處が同時に設立され実質的に環境政策をおもに担当したため、中央政府の環境行政組織としては後発国のなかでは比較的早く設立されたといえるであろう。中央政府レベルでの行政組織の形成からみれば、1971年を環境政策の始点と考えることが可能であろう。

法制度、立法からみると、中央レベルでの最初の「環境法」である「水污染防治法」、「廃棄物清除法」が制定された1974年から「空気汚染防制法」が制定された1975年頃を中央政府レベルの環境政策の始点と考えることができる。これら初期の環境法の立法には、水污染防治法の衛生にかかわる部分と、廃棄物清除法、空気汚染防制法を所管した行政院衛生署、とくにそのなかの環境衛生處の存在が重要な役割を果たしていた<sup>5)</sup>。環境法の立法化はこの時期以前にも模索され

4) 「環境保護政策」は、台湾でよく用いられる「環境保護」にかかわる政策として用いた。「環境政策」とほぼ同じ意味で使われていると考えられる。

5) 1974年の水污染防治法の衛生にかかわる部分以外は、經濟部水資源統一規劃委員会が所管した。

ていたが実現しなかった。この時期に立て続けに立法化が実現した背景には、行政院衛生署環境衛生處が1971年に設立されて法案作成や省庁間の調整の主体となる行政組織ができたことが要因の1つであったと考えられる。

中央政府レベルでの行政組織の整備でも、環境法の制定の受け皿となったことからみて、1971年の行政院衛生署、環境衛生處の設立は重要な節目であり、台湾の環境政策の始点の有力な候補であろう。ただし、台湾に特殊な事情であるが、台湾省政府という中央政府と行政区画がほぼ重なる地方政府の存在が、環境政策の開始時期を考える上でも問題を複雑にする。中国共産党との内戦に敗れた国民党政権は1949年に台湾に移転し、中国大陸で中華人民共和国が成立した後も、中国の正統な統治者として中華民国政府を名乗り続けた。そして中華民国政府はその実効支配地域の大部分を占める台湾省に台湾省政府をおき、中国全土を統治する建て前の中央政府との二重行政が行われていた。台湾省政府は行政院のもとにおかれる地方政府であったが、台湾を植民地統治していた日本が1945年に第二次世界大戦の敗戦により台湾から撤収した際に、その統治機構の多くを台湾総督府から引き継いでいた。

ある政策領域について中央政府に先んじて台湾省政府が取り組んでいた場合、それを台湾で最初の取組みとみなすことも可能かもしれない。台湾省政府は中央政府である行政院のもとに置かれた一地方政府であったが、その権限が及ぶ範囲は中央政府とほぼ重なるからである。このような視点から、台湾省政府の環境政策に関する取組みを、行政組織、法制度の両面から検討する。

一方で、多くの先進国でも大都市が中央政府に先行して環境政策に関連する取組みを始めている。中華民国の臨時首都である台北市には、中央政府の主要な組織が集まり、台湾北部の中心都市として経済面でも重要であった。台北市とその周辺地域では大気汚染、飲料水の水源の汚染、都市の一般廃棄物の不十分な管理などの問題が早くから発生し、台北市政府は対応に迫られていた。多くの先進国の大都市と同様に、台北市は台湾のなかでは比較的早くから対策を行ってきた。次項では台湾省政府とあわせて、台北市政府の取組みについても検討する。

## 2-1. 行政院衛生署設立以前の地方政府の行政組織

環境政策とその前史と考えられる環境衛生に関する行政組織の形成過程について

て、まず台湾省政府についてみる（環境衛生と環境政策の関係については第4節で説明する）。環境衛生が属する公衆衛生に関しては、1945年の植民地支配の終焉からの移行期を経て1947年に台湾省政府の設置にあわせて衛生處が設立され、日本による植民地下で形成された公衆衛生の統治機構を引き継いだ。環境衛生に関しては、衛生處の第二科が、食品衛生や衛生にかかわるサービス産業の管理とあわせて担当した。「台湾省政府衛生處辦事細則」には、第二科の環境衛生に関する業務として、上下水道の指導監督、飲料水の衛生、一般廃棄物、尿尿の処理と便所の改善、葬儀場の指導監督、飲食店の衛生、伝染病を媒介する生物などの駆除、公共の場所の衛生指導などが挙げられている。

台湾省政府には、環境衛生のみを担当する独立した行政組織は、研究機関を除いてその後も設置されなかった。一方で、台湾省に属する県・市レベルの地方政府には以下のような組織が設置された。1948年1月に台湾省に属する各県レベルの地方政府に衛生機関を設置する行政命令である「縣各級衛生機關設置辦法」が行政院（中央政府）によって公布されて公衆衛生に関する行政組織が設置されると、1949年9月に台湾省政府は「台湾省縣市衛生委員會組織規程」を公布し、各県・市政府に環境衛生委員会を設置して環境衛生を強化するよう命じた。各県・市の科尿衛生委員会は、伝染病対策や各地の風土病の撲滅、道路の側溝や公衆便所、井戸などの改善、一般廃棄物や尿尿の運搬と処理などを担当した。

1951年12月に当時の総統蒋介石が、衛生行政を強化し、環境衛生を改善するために台湾省政府の関係する部局から台湾省管轄下の地方政府に専門家を組織して派遣し、監督するように指示を出した。さらに1954年、蒋介石は台湾省に環境衛生を指導する専門機関を設置するように再度指示した。これらの指示を受けて、1955年2月、台湾省政府は「台湾省環境衛生指導委員會組織規程」を公布し、学者、専門家を集めて同委員会を組織した。さらに1956年9月、台湾省政府は「台湾省改善環境衛生督導團組織規程」を公布し、同年に改善環境衛生督導団が成立した。督導団は、各県・市および台湾省に属する機関、学校の環境衛生を改善するため、台湾省内の各地を巡回し地方政府に対して監督、指導を行った。ただし改善環境衛生督導団は常設の組織ではなく、台湾省政府の高官が団長となり1人ないし2人の専門家と不定期で各地を巡回するもので、各地の活動を評価し成績優秀な団体を表彰するなど、期間を区切った組織的な宣伝、動員にあわせて活動

するものであった。

台湾省政府に所属する環境衛生に関する常設の機関としては、1955年12月に設立された台湾省環境衛生実験所があった。これは1954年と1955年にWHOから派遣された専門家の勧告を受けて設置された研究機関であった。設立当初の調査研究の内容は、上下水の浄化処理、一般廃棄物と尿尿の処理、食品衛生、商工業施設の衛生などが挙げられていた。1959年には中央政府に所属する研究機関だった中央衛生実験院から環境衛生に関する業務と人員が移管されることによって、台湾省環境衛生実験所は増強された。1960年代に入り水汚染に加えて大気汚染、騒音、土壌汚染などの産業公害の顕在化を受けて、台湾省政府が1970年9月に組織規定を改定し台湾省環境衛生実験所を拡充してそれらの公害問題にも取り組むようになった<sup>6)</sup>。

ここまでみてきた公衆衛生、環境衛生の行政系統とは別に、台湾省政府では1967年7月に台湾省水污染防治委員会が設置された。この委員会は台湾省政府の建設庁（中央政府の經濟部の系列にあり、土木、建設にかかわる業務だけではなく経済、産業政策全般を担当した）が所管し衛生處など省政府内の関係部署から代表を集めた連絡会であった<sup>7)</sup>。台湾省水污染防治委員会は、台湾省環境衛生実験所と同様、WHOから派遣された専門家から、水質汚濁対策を担当する全国レベルの常設の行政組織を設立する必要があるとの勧告を受けて設置された組織である。台湾省水污染防治委員会は、中央政府の水汚染対策の強化を受けて、1975年台湾省の水汚染対策を担当する部署として台湾省水污染防治所に改組された（台湾省政府衛生處 1999, 260-261）。

以上にみたように、行政組織の設立をみるかぎり、台湾省政府では環境政策に直接関連する分野でも、その前身と考えられる環境衛生についても、専業で担当する独立した組織は、中央政府に先んじる1971年以前の段階では存在しなかった。1967年7月設立の台湾省水污染防治委員会は、専業の行政組織を設立するべきとの勧告を受けて設置されたものではあるが、台湾省政府内の既存の部局の連絡

---

6) 以上の環境衛生の行政組織については、行政院衛生署（1995b, 753-759）を参照した。

7) Selya（1975, 179-180）によれば、台湾省水污染防治委員会の「メンバー」は3名しかおらず、彼らは法制度の準備に注力しなければならず、水汚染の実態に関する調査を十分に行うことはできなかったという。



会にとどまり、主導した部局は衛生處ではなく、産業政策の系統に属する建設庁であり、他の行政組織設立の動きとは異質なものであった。また、台湾省水污染防治委員会が設立される直前の1967年7月1日、それまで台湾省政府の管轄下の地方政府であった台北市政府が台北市の行政院直轄市への昇格に伴い台湾省政府の管轄下から外れたため、台湾省水污染防治委員会は台湾省全体に権限が及ぶ行政組織とはならなかった。台北市の行政院直轄市への昇格が公衆衛生と環境衛生、さらには環境保護にかかわる行政組織全体に与えた影響について、詳しくは第3節とする。

台湾省政府の環境保護部門としては、1983年に設立された環境保護局が最初のものであった。台湾省政府環境保護局は、前述の台湾省環境衛生実験所と台湾省水污染防治所を統合して、台湾省政府衛生處内の部署として設置されたものであった。台湾省政府衛生處の下部組織であった環境保護局は、1988年に環境保護處に昇格し、公衆衛生部門から独立した行政組織となった<sup>8)</sup>。1967年から行政院直轄市であった台北市政府と、1979年7月に行政院直轄市に昇格した高雄市政府は、それぞれ昇格以後は台湾省政府と同格の地方政府となり、台湾省政府の管轄下からは外れていた。中央政府の行政院衛生署に環境保護局が設置された1982年、台北市政府と高雄市政府もそれぞれ環境保護局を設置した。1982年に中央政府と台北市政府、高雄市政府、1983年に台湾省政府にそれぞれ環境保護局という名称の行政組織が誕生した。台北市政府と高雄市政府の環境保護局は衛生部門から独立した行政組織であったが、中央政府と台湾省政府の環境保護局は衛生部門の内部組織であった。台湾省政府が管轄する各县政府・市政府には、台湾省政府環境保護處の設立と同じ1988年、それぞれ環境保護局が設置された。

台北市の環境衛生にかかわる行政については、1967年7月の行政院直轄市への昇格までは台湾省政府の衛生處が所管する台北市衛生局が担当した。行政院直轄市への昇格の後、環境衛生の一部にかかわる部門が独立し、1968年10月に台北市政府環境清潔處が設立された。環境衛生にかかわる政策では、飲料水の衛生、伝染病の病原管理、サービス業の衛生管理と食品衛生を衛生局が、一般廃棄物処

---

8) 台湾省政府の公衆衛生、環境衛生、環境保護に関連する部署の変遷については、台湾省政府衛生處(1999, 248, 260-262)を参照した。

理と公衆便所の管理、環境の消毒と公害防止を環境清潔處が担当した。台北市政府環境清潔處は衛生局が管轄した環境衛生の業務の一部だけではなく、廃棄物の不法投棄の取締りなどを担当した台北市警察局衛生大隊と、尿尿処理を担当した台北市水肥處理委員會の業務と組織を引き継いだ。初代處長の藩敦義は台湾省や台北市で警察のトップを歴任した警察官僚であった。さらに上記のように、台北市政府では1982年、環境清潔處を改組して環境保護局が設置された。

中央政府では、環境政策に関連して行政院衛生署に先んじる行政組織としては1969年に設立された經濟部工業局が挙げられる。經濟部は翌1970年に「工廠廢水管理辦法」を公布した。しかしその内容はごく簡単なもので詳細な規定は含まれておらず、それを根拠に工場廢水を実際に規制することは困難であったと考えられる（行政院環境保護署 2012a; 劉翠溶 2009; 國立中央大學土木工程學研究所〔歐陽嶠暉〕1988; 1991）。

以上から、行政院衛生署、および環境衛生處が環境政策にかかわる最初の行政組織であったことが確認できた。水質汚濁対策に関しては台湾省政府の水污染防治委員會の方が先であるが、設立の直前に行政院直轄市となった台北市にはその権限が及ばなかったことから、台湾（あるいは中華民國の実効支配地域の大部分を占める台湾省）全体をカバーするものではなかった。

## 2-2. 1974年以前の台湾省、台北市などの地方レベルの法制度

次に地方政府の法制度に相当する条例等についても、中央レベルに先んじるものを中心に検討する。中央レベルでの環境法は1974年の水污染防治法、廢棄物清理工法、1975年の空氣污染防制法の順に制定が進む。これ以前には、台湾省、台北市などの地方レベルで環境衛生、あるいは環境保護にかかわる条例で地方政府の環境政策とかわるものがいくつかみられた。

のちの環境保護政策にかかわる地方政府による先駆的な取組みとして、1956年の「台北市生煤管制使用辦法」が挙げられる。この条令は、台北市内での石炭の燃焼を規制することを可能にするもので、その対象は主として調理や暖房など家庭での石炭利用を想定していた。家庭内で低品位の石炭を燃焼することにより室内の空氣が汚染されて呼吸器系の疾患の原因となること、および周辺の住民への同様の健康被害を防ぐことを目的としていた。規制の対象としては、当初は台

北市内で粗悪な石炭を販売する業者の取締りが行われた。この条例は後の大気汚染対策の取組みにつながるものであったが、そのおもな目的は環境保護ではなく環境衛生に属するものであった。しかし後に台北市内の大気汚染の状況が悪化すると、規制の対象は家庭用に石炭を販売する業者だけではなく、石炭を利用する工場へと拡大する動きがみられた。

石炭の燃焼を規制する条例は、1959年の「高雄市生煤管制使用辦法」、1965年の「基隆市生煤管制使用辦法」などが確認でき、いくつかの地方政府が台北市と同様の取組みを行おうとしていたことがわかる<sup>9)</sup>。1960年代前半には台湾省政府により台湾省全体で同様の取組みを行うことを可能とするよう、条例の制定を模索する動きもあったが実現しなかった。

台湾省による条例類では、1967年7月に公布された「台湾省環境衛生管理規則」がもっとも重要であろう。台湾省環境衛生管理規則は、台湾省政府が各县・市政府を通じて行っていた各種の環境衛生に関する規則、たとえば理容業、食肉の加工・流通、飲料水用の井戸、公衆便所などの衛生管理、公共空間の衛生設備の管理、廃棄物管理など、既存の17の規則と辦法を統合し、新たに水汚染（「飲用水衛生」）、大気汚染（「空気衛生」）などの環境汚染の項目を加えたものであった。廃棄物管理についても既存の条例を拡充して加えられており、台湾省環境衛生管理規則を台湾で最初の包括的な環境規制、対策を含む法制度とみなすこともできる。台湾省環境衛生管理規則は、台湾省政府が管轄する県・市などの地方政府が包括的に環境汚染対策を行うことを可能とする最初の法制度であった。台湾省環境衛生管理規則は第4章で「空気衛生」を取り上げ、県・市政府レベルで大気汚染を規制する「管制区」の設置を求め、汚染排出源の規制を求めた。これを受けて台北市、高雄市、基隆市、台中市の各地方政府は1969年に「空気汚染管制区」を設定した。さらに台北市は1969年3月に「台北市空気汚染管制執行辦法」を制定してより包括的な規制を可能とした（行政院環境保護署 2012b, 1-15）。また台北市政府は水質汚濁対策についても、中央政府レベルでの1974年の「水汚染

9) これらの石炭の燃焼を規制する地方政府による「辦法」については、行政院環境保護署（2012b）など中央政府による環境政策の「通史」に記載があるが、制定年間違いが含まれ、その後の改訂版などでも修正されていない。ここでの記載は「中央日報」などの制定、公布当時の新聞記事と顧慕晴（1982）を用いて修正したものである。

防治法」制定に先立ち、1972年2月「台北市水源污染防治辦法」を公布した。

台湾省政府は1947年に設置され、1949年に国民党政権が台湾に移転してからは、一地方政府ではあったが中央政府とほぼ重なる領域を管轄した、特異な位置を占める存在であった。台湾省政府は李登輝政権により大幅に権限が縮小され、形骸化され、1998年12月以降、その実質的な機能は停止し、権限の大部分は中央政府と地方政府に移管された。台湾省議会も廃止された。権威主義体制下の台湾では、立法委員、国民大会代表などの国政選挙は内戦状態を理由に長く行われなかったが、台湾省主席を除く地方政府の首長と議会の選挙は、一時的な延期はあったがほぼ一貫して行われていた。国民党政権は、野党の設立により反対勢力が台湾地区全体に及ぶ連携を行うことを妨げ、さらに各地方の政治勢力である「地方派系」(地方派閥)を各地域でそれぞれ複数の勢力を抱き込み、競わせることによって、地方選挙と地方政治をコントロールした(若林 1992, 135)。また、権威主義体制下の台湾の地方議会には議会としての機能に多くの制約があった。台湾省政府を代表する台湾省主席は行政院(中央政府)による任命制であり、台湾省議会の権限は1990年代半ばまでは諮問の域を出るものではなかった。しかし、中央政府の議会である立法院の選挙がほぼ行われていなかった状況下で、台湾省議会は台湾の民意を代表する最高位の機関であり、台湾省政府も中央政府も、省議会の意向をまったく無視することは難しかった(岸川 2016, 44-45)。

台湾省環境衛生管理規則も、台湾省議会の審議を経て制定、公布されている。台湾省政府、台湾省議会の資料によれば、台湾省環境衛生管理規則の草案は1965年9月には作成され、省議会での検討と修正を経て1966年7月までには議会の承認手続きは終わっていた<sup>10)</sup>。台湾省環境衛生管理規則の公布は1967年7月であり、この間に1年あまりを要した理由は明らかになっていない。遅くとも1965年までには、台湾省政府が担当していた環境衛生に関して権限を統合し強化する必要性が、省政府の技術官僚たちや一部の政治指導者らに認識されていたことがわかる。台湾省環境衛生管理規則が省議会の手続きが完了してから1年あまり公布されなかった背景としては、1967年7月の台北市の行政院直轄市への

---

10) 台湾省政府、台湾省議会に関連する資料の多くは、インターネット上で公開されている。台湾省環境衛生管理規則の制定過程の公文書も、台湾省政府関連の資料アーカイブで公開されている。

昇格が関係する可能性がある。

台湾省環境衛生管理規則についても、台湾省政府水污染防治委員会の設置と同様、公布される直前の1967年7月1日に台北市が行政院直轄市に昇格して台湾省政府の管轄下から外れたことにより、台湾省政府の権限が直接に台湾省全体に及ぶという意味での最初の「環境規制法」とはならなかった。ただし、台湾省環境衛生管理規則では、台湾省政府水污染防治委員会の場合とは異なり、直轄市としての台北市の最初の市議会が1968年12月の地方選挙によって成立するまでの暫定的な措置として、台湾省の法規類を台北市政府が用いることは可能とされていた。つまり、台北市政府が必要と考えれば、その期間に限ってではあるが、台湾省環境衛生管理規則を台北市内に適用して規制を行うことは可能であった。そのような暫定的な適用を台北市政府が行った事例は確認できなかった。また、同様にこの期間に限れば、行政院長が台湾省主席と台北市長に命じれば、台湾省環境衛生管理規則だけを適用して台湾省全体で同時に同様の規制を行うことも可能であったはずである。そのような適用の事例も確認できないが、台湾省環境衛生管理規則は1967年7月から1968年12月までの暫定的な形ではあったが、台湾省全体に及ぶ規制を可能にする最初の「環境規制法」であったと考えることは可能であろう。

以上にみたように、環境政策にかかわる法制度については、やや曖昧な形ではあるが台湾省政府の取組みが中央政府よりも先に台湾省全体に及ぶ規制を可能にしたと考えることもできる。法制度の運用を裏づける行政組織については、1971年の行政院衛生署の設立と環境衛生處の設置に先立つ台湾省政府の包括的な取組みは行われていなかった。以上により、1971年の行政院衛生署設立以前の台湾省政府のさまざまな取組みは先駆的なものであったが、必ずしも「台湾地区」全体に及ぶ包括的なものとはいえないことが確認できた。次節では、台湾の環境政策の重要な転換点であったことが確認できた1971年の行政院衛生署設立の経緯と背景を明らかにしたい。

### 3 行政院衛生署と環境衛生處の設立

台湾省政府は、1967年7月に台北市が行政院直轄市に昇格するまでは、中華

民国の実効支配地域から中国大陸に近接する金門・馬祖地区を除いたほとんどの部分を占める台湾省を管轄し、その領域が中央政府とほとんど重なる二重行政に近い行政組織であった。そのため、台湾省政府を一地方政府として扱い、上記を地方政府の動きと捉えることには問題がある。台湾省は中国全体を統治する中華民国の一地方であるという建て前が台湾省政府の存在を必要とした<sup>11)</sup>。その二重行政の矛盾は、土木建設、農林水産、公衆衛生などの内政にかかわるいくつかの重要な部門について、その実質的な権限のほぼすべてを中央政府である行政院から台湾省政府へ委託して分担させる形で部分的には取り繕われていたと考えられる。環境政策の前史として重要であった公衆衛生は、中央政府から台湾省政府にほぼ全面的に委託されていた内政分野の1つであった。このような台湾の特殊な条件が、1971年に行政院衛生署設立に大きな影響を与えた。

1967年の台北市の行政院直轄市への昇格は、中央政府によるトップダウンで決定された政策である。その意図としては、中華民国の実質的な首都としての台北市の都市建設を重視し、財政的にも優遇するためのものであった。しかし実際には、その背後に台北市長選挙で国民党の候補者がたびたび敗北し、政権の意向に必ずしも従わない市長が市政を執行していたことが重要な要因であったとされる。行政院直轄市の市長は行政院が任命することになっていたため、台北市を直轄市に昇格させることによって市長選挙を行わずに国民党の幹部を市長に就任させることが可能になった（竹内 2011, 46; 北波 2013, 160）。行政院直轄市への昇格によって台北市政府は、同じく行政院直轄であった台湾省政府の管轄下から分離され、台湾省政府と同格の地方政府となった。台北市の直轄市への昇格は、事前の十分な準備と調整が行われないうまま、1966年12月末に蒋介石総統の命令により決定された。翌1967年7月1日からの昇格まで半年あまりしか調整の期間が

---

11) 全中国を代表するという建て前を維持するために国民党政権が台湾省政府を廃止できなかったことの政治体制に与えた影響は、二重行政の問題だけではない。松田（2006, 442-443）によれば、地方選挙である台湾省主席選挙を行った場合、省主席は台湾全体を代表して総統の地位の正統性を脅かす存在になりかねないため、国民党政権は長く省主席選挙を行うことができなかった。台湾省政府を廃止する動きは1990年代の民主化の過程で本格化するが、制度選択の過程は激しい権力闘争を伴った。台北市の行政院直轄市への昇格も、省政府の権限を分割することによって省政府が存在することの矛盾をかえって顕在化させたと考えられる。台北市の昇格は、その後の台湾省政府の機能の停止、実質的な廃止につながる一連の動きの引き金を意図せずに引いたものと考えられることができる。

なかった。台北市の行政院直轄市への昇格は台北市と台湾省の地方行政だけではなく、中央政府にも多大な影響を与えることになったが、この変更が及ぼす広範な影響を事前に十分に検討された形跡はみられない。

台北市の行政院直轄市への昇格は、直接的には台北市政府と台湾省政府の関係と、台北市政府と行政院の関係を変更するものであった。台湾省政府が台北市においてもっていた権限のほとんどが台北市政府に移管されることによって失われた。中央政府は台湾省政府を通じてではなく、直接に台北市政府とやり取りを行うことが可能となった。さらに行政院が行った地方財政制度の変更によって、行政院直轄市である台北市政府の財源を大幅に強化することが可能となった。台湾省政府はこれらの変更の方針に基本的には従ったが、台湾省議会は一部の権限移譲に対して異議をとこなえて抵抗を試みた。しかし台湾省議会の意義はほとんど受け入れられなかった。

台北市の行政院直轄市への昇格は、上記のような台北市政府の位置づけに直接かかわる影響だけではなく、台湾省政府の地方政府としての位置づけと、行政院の機能と権限にまで影響を及ぼした。もっとも大きな影響を受けたのは、上記のように台湾省政府が行政院からその行政権限と機能を全面的に委託され、事実上分担されていたと考えられるいくつかの政策領域にかかわる部門であった。それらのなかでも、公衆衛生はその影響をもっとも大きく受けた部門であった。

行政院で公衆衛生を担当していたのは内政部であったが、担当部署は衛生司という、部内の「署」、「局」、「處」などよりも低いレベルのものであった。国民党政権が台湾に移転した時点では、衛生部門も独立した行政部門である衛生部として行政院に直属していた。国民党政権が台湾に移転した時点で、台湾地区には植民地期の行政機構を再編成した台湾省政府の衛生部門が存在していた。調整が行われた結果、環境衛生を含む公衆衛生の権限と機能は中央政府である行政院から一地方政府である台湾省政府に全面的に委託され、行政院の機能も大幅に縮小され、衛生部は内政部衛生司に格下げされた。以後、台湾の公衆衛生政策はおもに台湾省政府が担当し、行政院の監督を受けながらも、省政府が独自に、関係する制度と行政組織を発達させた。

1967年7月の台北の行政院直轄市への昇格により、台湾省政府の権限は台北市には及ばなくなった。公衆衛生を含む、中央政府に代わって台湾省政府がおも

に担当していた内政の政策分野で、大きな混乱が生じた。それらの部門で台湾省政府が制定、公布した辦法や規則などは台北市の領域には、形式的には及ばなくなった。本来は、台北市政府がそれらに代わる辦法や規則などを独自に制定、公布する必要があったが、そのような調整を可能とする移行期間は設けられなかった。暫定的な措置として、台北市議会が直轄市昇格後の最初の選挙で改選されるまでは、台湾省政府の辦法や規則を台北市にも適用できることとされた。しかしその執行機関は台湾省政府ではなく台北市政府であり、省政府の担当部署に代わる行政組織を台北市政府が急に組織することは困難であった。

公衆衛生に関しては、以上に述べたような権限移譲に伴う問題だけではなく、行政の統一性にかかわる問題が生じた。公衆衛生の実際の執行は各地方政府に委ねられるとしても、全体の方針と施策は統一し、各地方で同様の取組みを行う必要がある。伝染病の予防する防疫を例にとれば、1つの地方で異なった対応を行ったことによってその地域で伝染病が発生すれば、感染が蔓延することによって影響はすべての地域に及ぶ可能性があり、全体の公衆衛生を脅かす結果となる。台北市の昇格後は、中央政府である行政院が台湾省政府と台北市政府のあいだで調整を行う必要があった。しかし、それまで台湾省政府がもっていた台湾地区全体の政策を決める機能を委ねたまま、行政院が十分な調整を行うことは困難であった。

1971年3月に中央政府に直属する組織として行政院衛生署が設立された背景には、1967年の台北市の行政院直轄市への昇格の影響があった。この影響は、行政院衛生署がまとめた公衆衛生政策の通史にはまったく触れられていない。1971年の行政院衛生署設立の理由として、通史では工業化や農村開発などによる経済の発展や国際化によって公衆衛生政策の重要性が高まったためと説明している(行政院衛生署 1995a, 258-259)。行政院衛生署を設立するために必要であった「行政院衛生署組織法」は1969年12月から1970年7月にかけて立法院で審議された。その冒頭に行われた行政院による法案の趣旨説明を『立法院公報』に掲載された議事録からみってみる。1970年1月14日、立法院法制内政兩委員会(合同委員会)で、行政院を代表して秘書長(内閣官房長官に相当)であった蔣彦士が趣旨説明を行った。その冒頭で、法案を提出した理由として、第1に台北市政府の行政院直轄市への昇格に伴う制度と組織の整合性にかかわる不都合を解消する必要性を挙げている。通史で説明しているような公衆衛生の政策としての重要性の



高まりは、その次に挙げられている。行政院衛生署が設立された背景として、公衆衛生政策の重要性の高まりがあったことは事実ではあるが、政策としての緊急性、優先順位がこの時期に高まった理由として、台北市の昇格による不都合を解消する必要があったことは、立法院での法案趣旨説明から明らかである。

立法院での法案の審議の過程で、いくつかの修正が加えられた。台湾の環境政策の形成過程にとって極めて重要な項目であった環境衛生處の設置は、行政院が提出した法案にあった組織案には含まれていなかった。行政院による法案では、環境衛生は伝染病対策を担当する防疫處の業務に含まれていたが、独立した部署の設置は想定されていなかった。立法院での立法委員による修正提案が採り入れられることによって、行政院衛生署の設立と同時に、署内に環境衛生處が設置された。環境衛生處の設置を含む修正案は呉基福、李煥之、劉贊周の3名の立法委員によって提出された。李煥之と劉贊周は、国民党政権の台湾への移転以前に中国大陸で選出され、その後も改選されなかった非改選の立法委員、いわゆる「万年議員」であった。呉基福は1969年に台湾で新たに選出された立法委員である。呉基福は台湾省出身のいわゆる本省人で植民地期に日本の東京医科大学を卒業した医師であり、台湾の医療関係者を代表する立場であった<sup>12)</sup>。また、呉基福と法案修正案の共同提案者となった劉贊周についても、中国大陸出身であったが日本の九州大学医学部を卒業した医師であり、医療と公衆衛生の関係者であり医師の職業団体の幹部でもあった。劉贊周は呉基福と近い背景をもち、呉基福が立法委員に当選する以前から両者には関係があったと考えられる。また同じく共同提案者となった李煥之は医療や公衆衛生の専門家ではないが、蔣介石が1930年代に中国大陸で提唱した公衆衛生を含む生活改善の政治運動である「新生活運動」にその開始時点から事務局の幹部としてかかわっていた経歴をもち、公衆衛生に強い関心をもっていたと考えられる。新生活運動については後述する。

1969年、台湾で立法院の欠員補充選挙が行われ、11名が新たに立法委員に選

---

12) 呉基福は1974年に制定された水污染防治法の立法院での審議でも法案の問題点を指摘して修正を迫ったが、その指摘は法案の修正に十分に反映されなかった。また呉基福ら立法委員は、水污染防治法など初期の環境法の立法過程で日本と韓国の先行する法制度について言及し、法整備の必要性や規制の強化を主張していた。法案を提出した行政院も審議の過程で諸外国の動向について言及している。彼らは欧米諸国だけではなく、東アジアの動向を把握し、注目していたことがわかる（寺尾 2015, 145-146）。

出された。呉基福はこの選挙に国民党から立候補して当選した。この11名の任期は非改選議員と同じであり、1992年まで改選されなかった。立法院では1972年以降にも、3年の任期で台湾での51名の立法委員の選出枠が設けられ、3年の任期で改選されることになった（若林 1992, 182-186）。行政院衛生署組織法の審議が始まったのは、呉基福らが立法委員に選出された直後であった。1969年に台湾で立法委員の補充選挙が行われた背景には、迫りつつあった対外的な危機に対応し、国民党政権が台湾を統治し続ける正統性の根拠を補うためであった。この時期に立法院選挙が行われて呉基福が立法委員に当選するという偶然がなければ、行政院衛生署に環境衛生處は設置されなかったかもしれない。また、そもそも台北市長選挙を回避するという意図をもって国民党政権が台北市を行政院直轄市に昇格させなければ、この時期に行政院衛生署組織法を制定する必要はなかったと考えられる。1971年3月の行政院衛生署と環境衛生處の設立は、いくつもの政治的な思惑がもたらした「意図せざる結果」であった。

この意図せざる結果によって成立した行政院衛生署環境衛生處は、テクノクラートらが集う場となることによって、中央政府における環境政策の形成の基盤となった。1972年9月から環境衛生處の第2代處長となった莊進源は、就任当初は約90%の時間を公害防止に関する業務に費やしたと回想録で述べている（莊進源 2012, 84; 莊 2013, 147）。とくに1974年の水污染防治法、廃棄物清除法、1975年の空気汚染防制法の法案作成、立法院での審議の過程では、環境衛生處は重要な役割を果たした。環境衛生處が成立していなければ、この時期の集中的な法整備は実現しなかったと考えられる。1982年に環境衛生處が行政院衛生署内で環境保護局に昇格すると、莊進源は初代局長として環境政策の形成と実施を携わった。環境衛生處の環境保護局への昇格は、環境衛生という分野のなかで形成された「環境保護（環保）政策」が逆に環境衛生という分野を一時的に飲み込み、さらに新たな政策分野として独立していく過渡期を特徴づけるものであった。行政院衛生署環境保護局は、さらに1987年に行政院環境保護署として行政院直轄の行政組織に昇格し、環境保護政策は公衆衛生の行政組織から独立した。

## 4 権威主義体制下の公衆衛生と環境衛生

### 4-1. 公衆衛生と環境衛生

権威主義体制期の台湾についての社会科学的研究は、政治体制とその変動、あるいは対外関係に関するものに集中しており、資源環境、公衆衛生に限らず、個別の公共政策を取り上げた研究は少ない。日本における台湾研究での数少ない先行研究として、文化政策を取り上げた菅野（2011）が挙げられる。環境政策については、大気汚染対策の形成過程についての顧慕晴による先駆的な研究と、立法委員（国会議員）の発言を分析した蕭新煌が1983年に行った一連の研究があるが、いずれも同時代に行われたものであり、民主化の進展以後の動きと接合させて、政策形成過程を連続的に分析したものではない（顧慕晴 1982; 蕭新煌 1983a; 1983b; 1983c）。

不十分なものであったとはいえ、権威主義体制下でなぜ、どのようにして、新たな公共政策が開始されたのか。権威主義体制下の台湾における環境政策の場合では、その原型となったと考えられる「環境衛生」の形成について検討する必要がある。環境衛生（environmental health）は、公衆衛生（public health）のなかの1つの分野であり、おもに疾病の原因となる要因を生活環境から除去し、良好な状態を維持することを目的とする政策である。WHO（World Health Organization: 世界保健機関）による環境衛生の定義は、「環境要因によって決定される人間の健康と病気の諸側面」であり、また「健康に影響を与える可能性がある環境内の要因を評価し制御する理論と実践」である。伝染病の媒介となる害虫、害獣の駆除のような特定の環境要因の管理から、生活環境全般の保全と改善まで、公衆衛生のなかの広範な領域を含み得る分野と考えられる。台湾に移転した1949年以前から、国民党政権は公衆衛生を多くの公共政策のなかでも重視しており、その一分野である環境衛生も主要な政策課題としてたびたび取り上げてきた。

「後発の公共政策」である環境政策の起源として、いくつかの他の公共政策を挙げることができるが、なかでも少なくとも公衆衛生政策と資源管理政策の2つが重要であると考えられる。台湾の政策形成過程からは、公衆衛生政策に含まれる

分野である環境衛生がとくに重要であったことがわかる。水汚染、大気汚染、廃棄物管理などの環境汚染対策は、まず従来からあった環境衛生という分野にその一部として取り入れられて、その内部で発達してから、環境政策の一部として独立した。環境衛生は、環境中にあるさまざまな有害因子が人の健康に及ぼす影響を科学的に分析し、その発生を予防する生活環境を実現することを目指す政策である。環境衛生の対象は感染症や食中毒などの予防に重点がおかれていたが、その後は水汚染、大気汚染、廃棄物などによる環境汚染の影響の制御が対象に取り入れられ、重要な課題となった。また、発病を未然に防ぐだけでなく、より健康的で快適な生活・労働環境を実現するための環境測定とその評価も重要な課題である。生活環境だけではなく工場などの労働環境の維持、改善も環境衛生の重要な課題である。基本的には、生活環境、労働環境の悪化による人々の健康への影響を防ぎ、さらにそれらの環境を改善することを目的とする公共政策である。環境衛生は現在も公衆衛生の一分野として存在する。現在では、環境汚染の対策は環境政策の一部となっているが、健康に有害な病虫害の駆除や伝染病の発生予防にかかわる生活環境については依然として環境衛生の対象とみなされる場合が多い。

国民党政権における環境衛生は、公衆衛生政策の重要な分野として1949年の台湾への移転以前から取組みが行われ、台湾での取組みも政権の移転以前から始まっている。公衆衛生は、1895年から1945年の日本による植民地支配下でも重要な課題であった。遅くとも台湾省政府環境衛生実験所が設置された1955年までには、環境衛生の政策分野としての重要性が高まっていたと考えられる。水汚染、大気汚染、廃棄物管理などの環境汚染への対策が環境衛生に取り込まれていったのは、台湾では1960年代初めから半ばにかけてと考えられる。

## 4-2. 新生活運動と中華文化復興運動

日本の植民地支配を引き継いだ国民党政権は台湾において「外来政権」(foreign stateあるいはtransplanted state)であった。植民地として台湾の社会を支配した日本の統治機構を引き継ぎ、外来者として支配したという意味で国民党政権は「連続植民」とも呼ばれる。台湾の社会もまた、日本によって50年にわたり植民地として統治され、それ以前も常に外から来た権力に支配されてきた。一方で、国民党政権の側からみても、「外来政権」としての統治を台湾で初めて経験したわ

けではなかった。長く続いた内戦により各地を転々とせざるを得なかった国民党政権は、共産党から取り戻した支配地域や四川省のように新たに逃げ込んだ支配地域で権力基盤をもたず、外来者として振る舞った（松田 2006, 17-18）。新たな支配地域において、統治者がまず直面する課題が公衆衛生である。統治者たちが経験したことがない風土病、伝染病や厳しい気候に順応するためには、被支配者たちの健康と衛生も早急に改善する必要があった。

国民党政権は台湾に移転する以前、蔣介石が提唱した「新生活運動」を行い、中国の伝統文化の復興の名のもとに国民生活を近代化し、人々の生活に規律を求めて近代国家の国民として生まれ変わらせようとする大衆動員を試みた。蔣介石は1934年、共産党の支配地域から取り戻した江西省南昌で新生活運動を発動し、全国に展開した<sup>13)</sup>。新生活運動は国民生活の近代化という意味では十分な成果を上げることができず、内戦での国民党の敗色が濃厚となるにつれて変質し、台湾への敗退によって中国大陸においては終焉した。新生活運動は、生活の近代化にも近代国家の国民の創生にも成功しなかったが、多くの大衆を動員し、知識人や欧米の宣教師らも巻き込むことによって、提唱者であった蔣介石の威信と地位を高めることには十分に成功したとされる（深町 2013, 323-325）。台湾への移転後は、「反共抗俄総動員運動」（反共産主義、反ソ連を唱える動員）、国民党が組織した救貧活動であった「聯合服務」キャンペーンなどに形を変え、軍の慰問活動などと同時に公衆衛生、環境衛生の改善のための大衆動員（街頭の清掃活動や散乱したごみの回収など）が引き続き行われた<sup>14)</sup>。

1966年11月、中国大陸で毛沢東が始めた「文化大革命」に対抗するため、蔣介石は中国の伝統文化や孫文の三民主義思想を顕彰する「中華文化復興運動」を

13) 1971年の行政院衛生署設立のための「行政院衛生署組織法」の審議の過程で、修正案を提出した3名の立法委員の1人、李煥之は、蔣介石が江西省南昌で新生活運動を開始した際に組織した「南昌新生活運動促進会」の5人の幹部の1人（書記）として、初期からこの運動に深くかかわっていた（深町 2013, 64-68）。後述する1966年からの中華文化復興運動のなかでの新生活運動の再興に立法委員として台湾に渡った李煥之が何らかの形で関わりをもっていたかは不明であるが、李煥之が古くから公衆衛生、環境衛生に関心をもっていたことがわかる。李煥之は行政院衛生署組織法の後、水污染防治法などの環境法の立法院での審議でも、上記の修正案の共同提案者であった呉基福らと同様、たびたび発言しており、環境保護政策にも強い関心をもっていた。

14) 「反共抗俄総動員運動」（反共抗ソ総動員運動）は新生活運動に近似した運動であり、軍事的な動員を目的とし1952年1月に蔣介石によって発動された（菅野 2011, 143-147）。

開始した。その運動が行われるなかで、1968年5月からは、かつて新生活運動で用いられた99項目にわたる「國民生活須知」が台湾で再び公布された。その内容は中国大陸で1930年代に公布し推進したものと酷似したものであり、人々の生活の規律と清潔に関する規範を守ることを求め、公衆衛生と環境衛生を改善させるものであった（深町 2013, 326-327, 菅野 2011, 256-265）。

中華文化復興運動は提唱者だった蔣介石が総統にとどまったまま1975年に死去した後も続けられたが、目立った成果を上げることができないまま、民主化が進展する以前に形骸化した。1930年代の中国内陸部の貧しい農村と1960年代の台湾とでは生活水準も教育水準もまったく異なっていたが、公衆衛生、環境衛生の推進を通じた動員と、国民党の中国文化の継承者、国民国家を創出し近代化を推進する主体としての正統性を主張するプロパガンダとしては、一貫した政治運動であった。台湾で環境保護政策の原型が環境衛生の一部として形成されつつあった1950年代後半から1970年代初めの時期を通じて、公衆衛生の推進は人々に規律と規範を求め大衆動員を強要して、国民党の統治を正当化するイデオロギーに組み込まれていた。さらに1960年代後半以降は、中華文化復興運動という形で日々、プロパガンダとして宣伝と動員が強化されていたことは、この時期の環境衛生の公共政策としての進展の背景として指摘しておく必要がある。

## 5

### 環境権威主義と理念・ アイデア(ideas)による政策形成

台湾の権威主義体制期の国民党政権での環境政策の形成過程に環境権威主義の議論を直接当てはめることは難しいが、この時期の政策形成について参考にできるところもある。環境権威主義の議論の重要な要素の1つとして、環境保護政策を権威主義体制の維持の正当化に利用するという新しい特徴が挙げられている。これはおもに気候変動などの地球環境問題が顕在化し国際社会で共有が進んで以降にみられるようになった現象と考えられる。そのような環境政策の推進による権威主義体制維持の正当化は、地球環境問題が国際社会で共有される以前の1980年代半ばまでには民主化が始まった台湾の権威主義体制には当てはまらない

い。しかし、ある特定の公共政策（環境権威主義の議論では環境政策を想定）を推進することによる体制維持の正当化という環境権威主義に通じる特徴は、権威主義体制期の台湾の国民党政権における環境衛生を含む公衆衛生について、十分に当てはまるであろう。そして、権威主義体制期の台湾では、環境政策は公衆衛生政策の一分野である環境衛生のなかに取り込まれ、その内部で形成された。

Han (2015, 811) が主張する環境権威主義のその他の3つの特徴、①政策立案者が該当する政策課題は国家とテクノクラートの領域であると認識していること、②政治エリートが政策立案と実施のプロセスを支配していること、③リーダーシップと問題認識が政策立案と実施に影響を与えていることは、この時期の台湾の環境衛生を含む公衆衛生、さらにそのなかに取り込まれることによって展開していた環境政策にも当てはまると考えられる。本節では、政治エリートとしての蔣経国（1972年5月から1978年5月まで行政院長、続けて死去する1988年1月まで総統に在任）のリーダーシップとテクノクラート・専門家集団の国際的なネットワークが政策形成に与えた影響と、政治エリートとテクノクラートの協同について考察する。

### 5-1. 蔣経国の行政院長としてのリーダーシップをめぐって

丘昌泰 (1995, 52-53) は、1970年代初めから半ばにかけての環境政策の進展の背景として、当時の行政院長（首相に相当）であった蔣経国が大気汚染対策についていくつかの指示を行ったことが重要であったと主張している。具体的には、蔣経国が行政院長に就任した直後の1972年6月6日に、新たに任命した台湾省主席（謝東閔）に対して行った「環境衛生」を重視するようとの指示と、1973年1月4日に行政院の院会（閣議に相当）で行った指示を挙げている<sup>15)</sup>。行政院長就任の直後には、台湾省主席への指示に加えて、同じく新たに任命した台北市長（張豊緒）に対して6月10日に行った同様の指示も重要であったと考えられる<sup>16)</sup>。

15) 丘昌泰 (1995) にはこれらの指示の詳細な内容は記載されておらず、文献として丘昌泰が指導教官としてかかわった修士論文である陳淑君 (1984) が示されている。陳淑君 (1984) にはこれらの記述の元資料が適切に引用されていないが、参考文献リストに挙げられている顧慕晴 (1982) を元に記述されたものと推測される。

16) 顧慕晴 (1982, 78-79)。張豊緒台北市長に対して蔣経国は、さらに書簡を送って環境汚染への対策を行うよう指示した。

当時の台湾省主席と台北市長は行政院長が任命していた。蔣経国の台湾省主席、台北市長に対する指示は、3つの汚染として「政治汚染」、「社会汚染」、「環境汚染」を並列して行ったものであり、政治的腐敗や社会の風紀の乱れと環境汚染を同列に扱っていた。人々に規律を強要することによって政治、社会、環境の汚染を克服するという権威主義体制下の統治を強化するものであり、生活環境のさらなる悪化を防ぐという行政サービスの提供という公共政策の側面は強調されていなかった。これらの蔣経国の指示が実際に政策形成過程においてどのような役割を果たしたかは検証が必要であろう。

蔣経国が行政院長として在任した期間は、1972年5月から総統に就任する1978年5月までである。行政院長就任に先立って、蔣経国は1969年7月から行政院副院長を務めていた。蔣経国の副院長在任時の行政院長だった嚴家淦は副総統を兼任しており、本来は行政院長が兼任する重要なポストであった行政院国際経済合作委員会の主任委員を副院長として初めて蔣経国が兼任していた。蔣経国は1969年の行政院副院長就任直後から単に行政院長を補佐するだけでなく、すでに実質的に行政院の重要な権限の多くを掌握していたと考えられる。蔣経国の行政院長在任時、さらには副院長在任時を含めて、環境政策が進展した重要な時期であった。丘昌泰（1995）が主張するように、蔣経国の指示が当時の環境政策の形成過程に重要な影響を与えた可能性がある。蔣経国がこの時期、環境政策に関心をもち、その政策形成を推進する意図をもっていたことは、その発言の記録などから事実であろう<sup>17)</sup>。

---

17) Selya (1975, 198-201) によれば、1972年に行政院長に就任した蔣経国が環境政策を進めた背景として、2つのグループによる働きかけが重要であったという。第一に、輔仁大学化学系の方永教授ら4名の留学から帰国した若手研究者のグループが継続的に行っていた大気汚染の調査結果を行政院長就任前後の蔣経国に伝えてその対策の必要性を提言していたことと、第二に1972年に設立された「環境衛生協会」(National Environmental Sanitation Association) に集った大学などの研究者や行政機関の専門家らが政府と産業界を仲介して対策の必要性を広くうたえたことが挙げられている。これらの働きかけが蔣経国と中央政府の意思決定にどのような影響を与えたかは検証が必要であろう。輔仁大学の方永教授ら4名による提言については、1972年2月に大気汚染だけでなく水汚染も含めて、留学から帰国した若手研究者を組織する団体を通じて、政府や関係機関に対して対策の必要性を提言していたことが確認できる（『聯合報』1972年2月8日第2版）。Selya (1975) が言及している「中華民國環境衛生協会」の設立は正しくは1971年12月である。また、それに先だって1958年2月に設立されていた「台湾省環境衛生協会」も、設立当初から主要な専門家、行政官らが参加しており、専門家の組織、業界団体として機能していたと考えられる。



しかし、蔣経国の指示を契機として環境政策の政策形成が始まったわけではない。また、蔣経国が指示を出す以前にも、行政院（中央政府）の行政部門（内政部、經濟部など）、台湾省政府、台北市政府、立法院、地方議会、監察院、司法（検察）など、さまざまなアクターが環境政策の制度化、環境法の制定、水汚染、大気汚染、廃棄物の排出などに対する規制の必要性を主張し、中央政府や台湾省政府に提言し、実現を求めるなど、法案の策定や行政組織の形成を試みる動きがいくつもあったことが、新聞記事や行政文書、議会議事録などから確認できる。それらの提言、企てのほとんどは実現せずに終わったが、関連する実現した政策に対して影響を与えたのか、影響を与えたとすればどのような形であったかについては、今後のさらなる調査と検討が行われる必要がある。少なくとも、権威主義体制下における政治的意思決定として想像されるような、政治指導者の強力なリーダーシップだけでは説明できない、多様な動きがみられた。蔣経国自身は、当時の西ドイツの政治学者Gottfried-Karl Kindermannによる1976年8月9日のインタビューにおいて、行政院長在任中の成果は何かと問われると、内政では「十大建設」、生活水準の向上、貧富の格差の是正などととも交通秩序と環境衛生の改善を挙げている（『中央日報』1976年8月10日第1版、第2版；行政院新聞局 1977, 229）。当時の台湾で用いられた「環境衛生」には水汚染、大気汚染、廃棄物管理といった環境汚染対策が含まれていたことから、蔣経国自身も環境問題に関心をもち、自ら指示した政策の成果を対外的にもアピールしたいと考えていたことがわかる<sup>18)</sup>。

## 5-2. 環境衛生をめぐるテクノクラートと政治指導者の協同

先行研究で取り上げられている権威主義体制下の台湾での公共政策の決定過程の数少ない事例として、1940年代後半から50年代前半の土地改革（農地改革）

18) 蔣経国による環境衛生、環境保護に関する発言、指示のほとんどは行政院長在任中のものである。1978年5月に総統に就任して以後は、環境衛生などに限らず、内政の具体的な政策に対する指示は、行政院長在任時とは異なり、あまり行っていない。数少ない例外の1つは、北部の飲料水の水源となる翡翠水庫（ダム）の水質保全に関連して、1985年5月15日に国民党中央常務委員会で党主席として行った、実践家政経済専科学校（現在の実践大学）と中国文化大学が翡翠水庫の建設予定地周辺に新キャンパスを建設する計画を止めさせる指示であった（寺尾 2021, 第3節「翡翠水庫の建設と新キャンパス建設計画」, 59-64）。

がある。松田（2006, 415, 441）によれば、テクノクラート主導の政策パッケージに政治指導者である蔣介石が裏書きして権威を付与して後押ししたことが、土地改革の政策決定の特徴であった。テクノクラートは国民党内の序列も低く、政治的野心を疑われることは少なかった。テクノクラートたちの目的は政治権力を握ることではなく、政治権力を利用して自らの政策理念を実現することであり、この点で権力者とテクノクラートは相互利用の関係にあった。土地改革が実現した時期の国民党政権は政治指導者の庇護のもとでテクノクラートが比較的合理的な公共政策を決定、主導することが可能な体制であった。米国との相互作用を有するテクノクラートが行政院や米国の援助で設立されたシンクタンクで政策を立案し、それに国民党の中央党部が支持を与え、立法院等で反対があってもそれを抑え込んで決定するという政策決定のパターンが、土地改革の実現によりできあがったという。そのような形での、自律したテクノクラートが主導した公共政策の政策過程は、その後も政治指導者の権力基盤が安定していたことから、土地改革の後にもみられたと考えられる。

1960年代から1970年代初めまでの公衆衛生、環境衛生の政策過程でも、政治指導者とテクノクラートの相互利用の関係があったと考えられる。公衆衛生、環境衛生の分野では、両者の関係に加えて、WHOなどの国際機関を通じた専門家集団の国際的なネットワークが重要な役割を果たした。国連の専門機関であるWHOを通じて欧米諸国から台湾に多くの公衆衛生の専門家が派遣されて長期滞在し、台湾の各地で調査を行い、台湾省政府や学術機関に在籍する台湾内の専門家集団と意見交換を行い、技術者や行政官を指導し、中央政府や台湾省政府に対して、法制度の整備、専門の研究機関や行政組織の設立、下水道の建設など、数多くの提言を行った。許子秋のように、台湾省衛生處長を勤めた後、逆に台湾からWHOに専門家として長期派遣されて10年あまりにわたり活躍し、帰国後に行政院衛生署長に就任した公衆衛生担当のテクノクラートもいた。台湾に派遣された専門家らの提言のいくつかは実現し、「初期」の環境政策にかかわる行政組織や法制度の形成につながった。水汚染対策については、1958年にWHOの専門家が台北市の下水道設置計画策定のために派遣され、北部の淡水河、基隆河の水質を調査したことが、通史に記されたもっとも古い行政的対応として記録されている。WHOにより派遣された専門家による水質汚濁対策に関してもっとも重

要な提言は、1966年に台湾に滞在したアメリカ合衆国イリノイ州政府に所属する水質汚濁対策の専門家、Clarence. W. Klassenによる、水汚染防止にかかわる行政機関の設立と、法規制の実施などについてのものであった<sup>19)</sup>。これを受けて中央政府レベルでの法規制については「水汚染防治法草案」と「台湾地区放流水標準草案」(排水排出基準と考えられる)が検討されたが、その時点では実現しなかった。行政組織については、1967年7月の台湾省政府による台湾省水汚染防治委員会の設置につながった<sup>20)</sup>。なおKlassenは1956年9月にも、WHOにより他のアメリカ合衆国の専門家と共に10日間、台湾に派遣されて調査と意見交換を行い、台北市に下水道を建設するよう提言していた。Klassenは1956年から1966年の10年あまりに進行した水汚染の状況を把握し、対策の必要性を認識し得る経験をもっていただけと考えられる<sup>21)</sup>。

WHOなどを通じて派遣された国外の環境汚染対策専門家との対話の受け皿となったのは、台湾省環境衛生実験所、台湾省環境衛生協会などに所属する専門家

- 
- 19) 國立中央大學土木工程學研究所(歐陽嶠暉)(1988, 4, 85; 1991, 2, 171), およびそれらを参照したと考えられる行政院環境保護署(2012a, 18, 21)ではKlassenの台湾への派遣は1965年(4月)とされているが、当時の新聞記事から、正しくは1966年4月のことと考えられる(『中央日報』1966年8月25日第3版)。1966年だけではなく1965年にも台湾に滞在していた可能性を排除できないが、本人のオーラルヒストリーの記録をみると、Klassenはほぼ毎年WHOから専門家として各国に派遣されていたがイリノイ州政府の職務を休んでの長期滞在は1年に1回、1カ国のみ、期間は1カ月程であったと回想している。台湾での滞在についての言及はないが、1965年にはセイロン(スリランカ)に長期滞在したと語っており、同じ年に台湾にも長期滞在した可能性は低い(Klassen 1981, 91-92)。Klassenの台湾滞りが1965年4月であればその提言から台湾省水汚染防治委員会の設置まで2年あまりを要したことになるが、上記の『中央日報』の記事によれば実際には1966年4月に滞在して提言が提出され、台湾省政府は同年8月24日に河川の水汚染の防止を担当する機関の設置を決定していた。準備期間を経て決定から1年以内に台湾省水汚染防治委員会の設置が実現されていた。
- 20) Klassenによる提言をまとめた報告書が政府に提出されたのは1966年12月18日であった。報告書のなかには、台湾省政府に水汚染対策の行政組織を設立することと中央政府レベルでの法規制の導入の他にも、技術と行政に携わる人員の訓練、北部の六堵工業区への廃水処理設備の建設、台北地区の上水道の汚染を防ぐための取水口の位置の変更などの提言が含まれていた(『中央日報』1967年12月19日第3版)。Klassenによる報告書の内容については、Selya(1975, 178-179)にも紹介されている。
- 21) 『聯合報』1956年9月7日第3版, 9月13日第3版, 9月14日第3版。國立中央大學土木工程學研究所(歐陽嶠暉)(1988, 85; 1991, 171), 行政院環境保護署(2012a, 18, 21)で、台湾の水質汚濁対策に関連するもっとも古い記述は1958年にWHOから台湾省環境衛生実験所に派遣された専門家らが台北市に下水道を建設する計画のために淡水河中流と基隆河下流で水質調査を行ったというものである。1956年9月のKlassenらのWHOによる台湾への派遣はそれより2年あまり前のことであった。

らであった。中華民国（台湾）は1971年に国連を脱退してWHOの加盟国としての地位を失った後は、個々の研究者、専門家やそのグループの国際的なネットワークの重要性が増した。業界団体として1971年に組織された中華民国環境衛生協会、さらに環境科学に関心をもつ研究者、技術者を組織した学会として1974年に設立された中華民国環境保護学会などが、専門家の国際的なネットワークとの繋がりを確保した<sup>22)</sup>。すでに述べたように、行政組織としても1971年中央政府に行政院衛生署が設立され、その内部に環境衛生處が設置されて、専門家集団の組織化がこの時期に進んだと考えられる。

以上のような専門家集団のネットワークを通じた政策形成は、「序章」で説明した「理念・アイデア」(ideas) にもとづく政策形成の例としても説明可能であろう。専門家集団の国際的なネットワークによって、政策手段とその結果についての因果的信念が共有され、WHOを通じて派遣された専門家の提言を通じて公共政策として実現された<sup>23)</sup>。中華人民共和国の代表権が認められる1971年まで、台湾は中華民国として国連に加盟しており、WHOなどの国連の専門機関は国際社会での重要なアピールの場でもあった。WHOによる各国の公衆衛生の状態の評価結果が毎年公表され、アジア太平洋地域での高い順位を獲得すると新聞等で大きく報道された。1965年、台湾はWHOから世界で初めて、マラリア撲滅の

---

22) 1974年12月の中華民国環境保護学会設立の経緯については莊進源（2012, 87-89）、莊（2013, 150-151）に詳しい。中華民国環境保護学会は、設立の翌1975年に大気汚染対策に関係する業界団体の国際的な連合組織であるInternational Union of Air Pollution Prevention and Environmental Protection Associations (IUAPPA) に加盟した。IUAPPAの台湾以外の各国の加盟団体は学術団体ではなく民間企業などの業界団体である。中華民国環境保護学会は学術団体として設立されたが、Selya（1975, 198-199）が中華民国環境衛生協会について述べているような業界団体としての性格も設立当初からもっていたと考えられる。

23) 松田（2006, 384）では、テクノクラートが社会の影響から遮断されて政策形成、実施を行う自律性の要素として次の4つを挙げている。第一に最高指導者層の一員であること、あるいはその保護によって与えられる非制度的自律性、第二に専門知・技術の独占者もつ自律性、第三に人材調達や昇進の制度化によって生じる制度的自律性、第四に政権に強い影響力をもつ外国の権威や外国からの援助を利用することによって得られる自律性である。土地改革を担った農業テクノクラートがもっていた第四の自律性は、中国農村復興聯合委員会（農復会）という、中華民国の政府機関ではない、アメリカ合衆国からの援助を用いてアメリカと合同で運営されていた特殊な組織に所属することによるものであった（松田 2006, 386-389）。一方で、公衆衛生にかかわるテクノクラートの場合は、アメリカなどの特定の国の影響力によるものではなく、国際連合の専門機関であるWHOに集う高度の専門性をもつ医療・公衆衛生の担当者の国際的なネットワークに支えられた自律性であった。

認証を受けた。台湾の公衆衛生に関する国際的な高い評価は、権威主義体制の統治の正統性の主張につながり、さらには公衆衛生を重視する国民党と蒋介石の権威を高めることにもなった。

一方で、権威主義体制下の公衆衛生は、人々に規律と規範を強制しながら、政治的動員を行う政治運動という側面ももっていたことも強調しておく必要がある。伝染病のまん延防止、ごみの散乱の取締まり（「消除髒亂」(混乱の排除)）など、目にみえるわかりやすい成果が求められた。これらは人々の日常生活に規律を求める運動でもあった。たとえ公衆衛生、環境衛生は政策として十分な成果を上げることができなかったとしても、人々に規律を求め動員すること自体が、外来政権であった国民党政権にとって統治を浸透させるという目的を果たすものであった。

公衆衛生、環境衛生の一部としてその内部に環境汚染対策を中心とした環境政策が取り入れられ、発達したという経緯から、権威主義体制下での環境政策の形成に関する新たな視点が得られる。権威主義体制下の台湾における公衆衛生政策でも、人々の健康を守ること、そのために生活環境を保全することは重要な政策目標であったが、その手段として重視されたものは人々の規律と秩序であった。環境衛生として重視されたことの1つに、都市での一般廃棄物の散乱を防ぎ公共空間の秩序を守ることがあった。台湾省環境衛生管理規則を根拠に設立されたと考えられる県・市など各地方政府の環境衛生担当部署の主要な業務は、一般廃棄物を収集し衛生状態を向上させることであり、廃棄物の散乱や禁止された区域での石炭の燃焼などの取締りであった。たとえば、1969年に台北市政府が設置した部署である環境清潔處の初代處長は警察出身者であり、その取締りも警察の手段と手法を用いたものであった（莊進源 2012, 81-82; 莊 2013, 143-144）。1960年代末から1970年代の環境衛生のための規制は、1980年代半ば以降の政治的自由化、民主化の過程での環境政策の執行強化でみられたような市民の広範な監視と社会的圧力を背景にした規制強化とは、大きく異なるものであった（寺尾 1993）。

## むすびにかえて——権威主義体制下の政策の限界と環境保護政策への転換

ここまでみてきたような、権威主義体制下で形成され、環境保護政策の原型となった環境衛生の特徴として、政治指導者によるトップダウンとテクノクラートによる科学的な視点からの政策立案が行われた一方で、人々に規律と規範を強要し政治的な動員を行い、政治指導者の権威を高めるという公衆衛生の一環として行われたことが挙げられる。民主化の進展以後の環境保護政策では、そのような統制と動員が前面に出されることはなくなり、生活環境の改善という人々に対するよりよい行政サービスの提供にもとづく、分権的な意思決定による公共政策へと転換していったとみなすことができる。そのような統制と動員から公共政策への転換は、権威主義体制期からすでに始まっており、民主化の進展とともに段階的に行われた。そうした転換はある意味で断絶でもあるが、権威主義体制期の政策過程を詳細に検討しなければ見出せないという意味では、そこに連続性を見出すことも可能であろう。

最後に、権威主義体制下の政策形成の限界を検討することによって、民主化とともに発達した環境保護政策との対比をさらに明確にし、政治的自由化、民主化が公共政策の形成過程にもたらしたものを再確認、再検討したい。社会学者、蕭新煌は1983年に発表した一連の研究で、その時点までの立法委員らの立法院での環境問題に関する発言を分析した結果、それらの発言が当時は不在だった社会運動による社会的圧力を部分的に代替した可能性を指摘し、限定的ではあったが選挙で新たに選ばれ、環境問題に関する発言を精力的に行った一部の立法委員たちをのちの社会運動につながる先駆者と評価した<sup>24)</sup>。

権威主義体制下でも行われていた地方選挙に加えて部分的に実施された立法委員選挙は、限定的な形ではあったが、市民の意見を公共政策に反映させる手段の1つとなったといえる。しかし、民主制が定着している先進諸国においても、環

---

24) 蕭新煌 (1983a; 1983b; 1983c) などがある。蕭新煌はその後、民主化の過程で盛んになった環境保護運動を含む社会運動を研究すると同時に、消費者保護運動などでは運動に直接かかわった。

境問題への人々の関心は選挙を通じては必ずしも政策には反映されず、社会運動の圧力が政策の実現には必要とされた。社会運動などの市民の活動は、政策形成にとってだけでなく、政策過程の重要な部分である政策の実施過程のモニタリングと、政策評価に対しても重要な社会的圧力をもたらすことが知られている。社会的な圧力がなければ、環境政策の形成や、実施、評価の新たな政策へのフィードバックの政策サイクルを支える、政策の必要性に対する社会的な合意や、政策手段と政策結果の因果関係に対する社会的な合意が形成され安定的に維持されることは困難であろう<sup>25)</sup>。

権威主義体制下の政策形成では、政策の実施のモニタリングも、政策評価も軽視されるか、あるいは欠落していた。公衆衛生、環境衛生は科学的な根拠をもつ必要があり、まったく結果を伴わなければ実施される意味がないことは当然であり、その失敗が明らかになることは政権にとっても好ましくなかったはずであるが、必ずしも十分な成果が得られないとしても、その過程で政治的動員を実現し、社会への権力の浸透が進めば、政策を実施したこと自体が政権にとって成果ともなり得るような性質をもっていた。環境権威主義の議論が想定するような気候変動などの地球環境問題では、政策の結果はたとえば温室効果ガスの排出削減のような明確な指標で測ることができたが、地球環境問題が国際的に認識される以前の時期に行われた台湾の権威主義体制下の政策形成では、対処すべき課題はずっと局地的な公害問題や生活環境の悪化であり、それに関連する政策の評価はテクノクラートや政治指導者にはわかりにくく、市民の開かれた自由な言論や社会運動によって表明されなければ、政策担当者や政治家に十分には認識されにくかったであろう。政治指導者のトップダウンやテクノクラートの科学的な知識、部分的な選挙で選ばれた政治家が直面した改選圧力などだけでは、政策実施のモニタリングも政策評価も十分に行うことは難しかったであろう。民主化の進展以前から準備されていた環境政策に関連する諸制度と行政組織は、民主化の進展により社会的な圧力が発生することによって機能するようになったと考えることができる。

---

25) 民主化が進展して以後も、環境保護運動を含む社会運動は市民社会の構成員として、政策形成に重要な役割を果たしてきた。呉(2012)は、2006年の馬英九政権発足から2010年前後までの環境保護運動、社会運動が民主化の「定着」に果たした役割について詳細に分析している。

## [参考文献]

### (日本語文献)

- 岸川毅 2016. 「台湾省議会とオポジションの形成——党外議員の行動と戦略」『日本台湾学会報』(18): 42-62.
- 北波道子 2013. 「台湾における行政院直轄市の変遷について」大阪大都市圏地域経済研究班編『都市の経済活動の構造』(関西大学経済・政治研究所研究双書156) 141-172.
- 呉叡人 2012. 「社会運動、民主主義の再定着、国家統合——市民社会と現代台湾における市民的ナショナリズムの再構築(2008~2010年)」若畑省二訳, 沼崎一郎・佐藤幸人編『交错する台湾社会』311-365, アジア経済研究所.
- 佐藤仁 2021. 「アジアの環境権威主義——依存関係からみた環境政策と反転」寺尾忠能編『「初期」資源環境政策の形成過程——「後発の公共政策」としての始動』アジア経済研究所.
- 荘進源 2013. 『台湾の環境行政を切り開いた元日本人——荘進源回顧録』まどか出版.
- 菅野敦志 2011. 『台湾の国家と文化——「脱日本化」・「中国化」・「本土化」』勁草書房.
- 竹内孝之 2011. 「台湾における『五都』の成立」『アジア研ワールド・トレンド』186: 45-52.
- 寺尾忠能 1993. 「台湾——産業公害の政治経済学」小島麗逸・藤崎成昭編『開発と環境——東アジアの経験』139-199, アジア経済研究所.
- 2015. 「台湾における水質保全政策の形成過程——1974年水污染防治法を中心に」寺尾忠能編『「後発性」のポリティクス——資源・環境政策の形成過程』121-152, アジア経済研究所.
- 2019. 「台湾における廃棄物管理政策の形成過程——1974年廃棄物管理法を中心に」寺尾忠能編『資源環境政策の形成過程——「初期」の制度と組織を中心に』63-93, アジア経済研究所.
- 2021. 「台湾における水質保全政策の「初期」執行計画について——台北地区水源汚染改善計画(1973-1984)を中心に」寺尾忠能編『「初期」資源環境政策の形成過程——「後発の公共政策」としての始動』45-73, アジア経済研究所.
- 長谷川公一 2001. 「環境運動と環境政策」長谷川公一編『環境運動と政策のダイナミズム』(講座環境社会学4) 1-34, 有斐閣.
- 深町英夫 2013. 『身体を懸ける政治——中国国民党の新生活運動』岩波書店.
- 松田康博 2006. 『台湾における一党独裁体制の成立』慶應義塾大学出版会.
- 若林正丈 1992. 『台湾——分裂国家と民主化』(東アジアの国家と社会2) 東京大学出版会.

### (英語文献)

- Han, Heejin 2015. “Authoritarian environmentalism under democracy: Korea’s river restoration project.” *Environmental Politics* 24(5): 810-829.
- Klassen, Clarence W. 1981. *Clarence W. Klassen Memoir*, interview by Ida Klassen, Archive/Special Collections LIB 144, University of Illinois at Springfield.
- Pierson, Paul 2004. *Politics in Time: History, Institutions, and Social Analysis*, Princeton and Oxford: Princeton University Press.



- Selya, Roger Mark 1975. "Water and air pollution in Taiwan." *Journal of Developing Areas* 9(2), January: 177-202.
- Tang, Shui-yan and Ching-ping Tang 1997. "Democratization and environmental politics in Taiwan." *Asian Survey* 37(3), March: 281-294.
- Terao, Tadayoshi 2002. "An institutional analysis of environmental pollution disputes in Taiwan: Case of 'Self-Relief'." *Developing Economies* 40(3), September: 284-304.
- 2021. "Formation of Taiwan's air pollution control policy: the Air Pollution Control Act of 1975." in *Origins and Evolution of Environmental Policies: State, Time and Regional Experiences*, 50-77, edited by Tadayoshi Terao and Tsuruyo Funatsu, Cheltenham, UK and Northampton, MA, USA: Edward Elgar.

### 〈中国語文献〉

- 陳淑君 1994. 「我國空氣污染官制政策之研究——以石化工業為研究焦點」國立中興大學公共政策研究所碩士論文。
- 顧慕晴 1982. 「臺灣地區空氣污染防治政策之研究」國立政治大學公共行政研究所碩士論文。
- 國立中央大學土木工程學研究所（歐陽嶠暉）1988. 『水質保護政策與執行評析』台北：行政院環境保護署。
- 1991. 『水質保護問題與策略』台北：行政院環境保護署。
- 何明修 2006. 『綠色民主——台灣環境運動的研究』台北：群學出版。
- 劉翠溶 2009. 「近二十年來（1986-2006）臺灣河川污染的防治」黃富三編『海、河與臺灣聚樂變遷——比較觀點』229-289, 台北：中央研究院臺灣史研究所。
- 丘昌泰 1995. 『台灣環境管制政策』（環保政策叢書（2））台北：淑馨出版社。
- 台灣省政府衛生處編 1999. 『台灣省政府衛生處志』南投：台灣省政府衛生處。
- 蕭新煌 1983a. 「從環境社會學談一般民眾和立法委員對環境問題的認知」『中國論壇』15(8): 44-49.
- 1983b. 「精英份子與環境問題『合法化』的過程——立法委員環境質詢的內容分析1960-1981」『中國社會學刊』7: 61-90.
- 1983c. 「立法委員與臺灣環境問題」『中國時報』1983年9月15日, 第2版（蕭新煌 [1987], 297-305）。
- 1987. 『我們只一個台灣——反污染, 生態保育與環境運動』台北：圓神出版社。
- 行政院環境保護署編 2012a. 『行政院環境保護署水質保護處25年紀實』台北：行政院環境保護署。
- 編 2012b. 『空氣品質保護36年紀實』台北：行政院環境保護署。
- 行政院新聞局編 1977. 『行政院蔣院長言論集（第八集）』（中華民國六十五年七月一日起至六十五年十二月卅一日止）台北：行政院新聞局。
- 行政院衛生署編 1995a. 『臺灣地區公共衛生發達史（一）』台北：行政院衛生署。
- 編 1995b. 『臺灣地區公共衛生發達史（二）』台北：行政院衛生署。
- 莊進源 2012. 『莊進源回憶錄』台北：前衛出版社。

©Tadayoshi Terao 2023

本書は「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示-改変禁止4.0国際」の下で提供されています。  
<https://creativecommons.org/licenses/by-nd/4.0/deed.ja>

